

厚生労働省
東京労働局発表
平成24年10月25日

担当	東京労働局 労働基準部 監督課
	監督課長 湯川渉 監察監督官 浅野悦子 電話 03(3512)1612(内線6415)

都内136企業が割増賃金23億円を遡及支払 —監督指導による賃金不払残業の是正結果(平成23年度)—

＜東京労働局における平成23年度の監督指導による割増賃金遡及支払概要＞

- ・対象企業数136件 (対前年度比 +9件)
- ・対象労働者数17,471人 (同 +7,947人)
- ・遡及払額23億2290万円 (同 +1億2000万円)
- ・対象労働者では商業が、遡及払額では金融・広告業が過半数を占める
- ・1企業で支払額が5000万円を超えたものは6件

- 東京労働局(局長 伊岐典子)では、平成23年4月から平成24年3月までの1年間(平成23年度)に、管下18労働基準監督署(支署)において、時間外・休日・深夜労働に対する割増賃金が適正に支払われていない企業2,454件に対し、労働基準法第37条違反としてその是正を勧告・指導し、その結果、支払われた金額が100万円以上になった136企業の状況について取りまとめた。
- 取りまとめ結果は、別添のとおりである。
- この結果を踏まえ、東京労働局では、賃金不払残業を減少させるための監督指導を重点的・積極的に推進するとともに、本年11月に実施する「労働時間適正化キャンペーン」において、長時間労働の抑制、過重労働による健康障害の防止とともに、賃金不払残業の解消に向けた労使の自主的な取組の促進を図るための周知・啓発活動を展開することとしている(詳細は本日付け発表の「労働時間適正化キャンペーンを実施」をご参照ください。)。

平成23年度 東京労働局における割増賃金遡及払い取りまとめ結果

1 対象企業数、労働者数、支払金額（第1表）

平成23年度に監督指導により支払われた割増賃金額の合計

は23億円（前年度比1億2000万円増）。

平成23年度に東京労働局管下18労働基準監督署の勧告・指導により支払われた割増賃金は、対象企業数136社（前年度比9社増）、対象労働者数17,471人（前年度比7,947人増）、支払金額23億2290万円（前年度比1億2000万円増）であり、いずれも前年度を上回った。

また、1企業当たりの支払金額は1708万円であり、労働者1人平均支払金額は13万円であった。

2 業種別の対象企業数、労働者数、支払金額等（第2表）

業種別でみると、対象企業数、労働者数ともに商業が多い。

支払金額については金融・広告業が多く、8企業で11億62

46万円の遡及払い（全産業の50%）

対象企業数、労働者数、支払金額別に上位となった業種は、次のとおり。

【企業数】① 商業 46件（全産業の33.8%）

② その他の事業 28件（全産業の20.6%）

③ 製造業 16件（全産業の11.8%）

【労働者数】① 商業 9415人（全産業の53.9%）

② その他の事業 2295人（全産業の13.1%）

③ 金融広告業 2278人（全産業の13.0%）

【支払金額】① 金融・広告業 11億6246万円（全産業の50.0%）

② 商業 5億7627万円（全産業の24.8%）

③ その他の事業 2億2701万円（全産業の9.8%）

3 1企業で支払金額が5000万円を超えた事案（第3表）

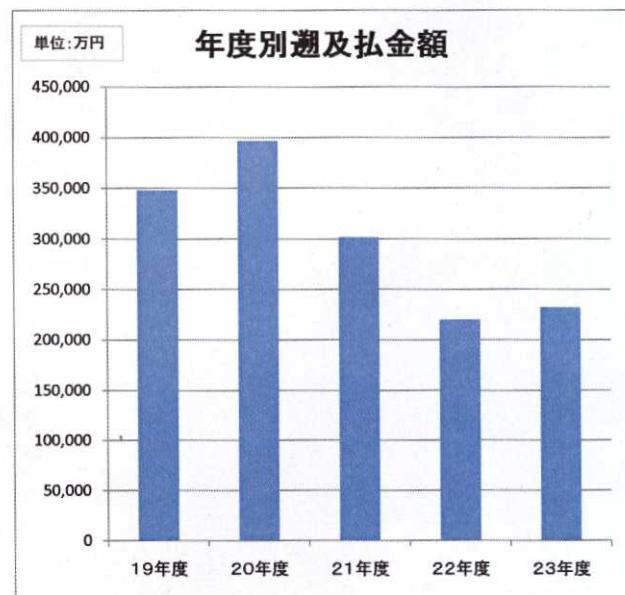
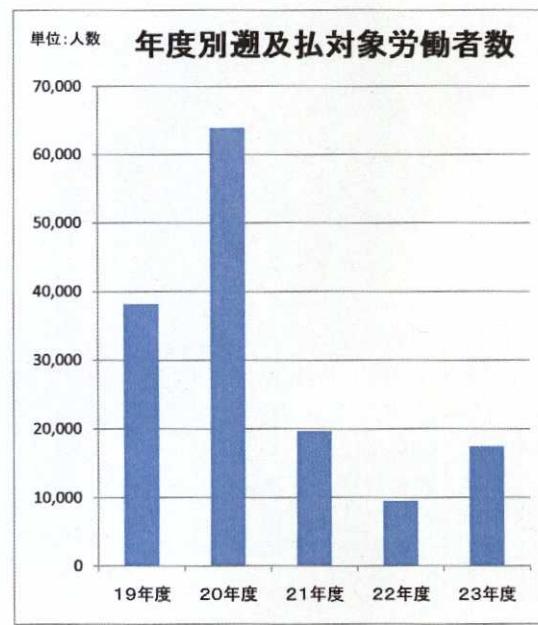
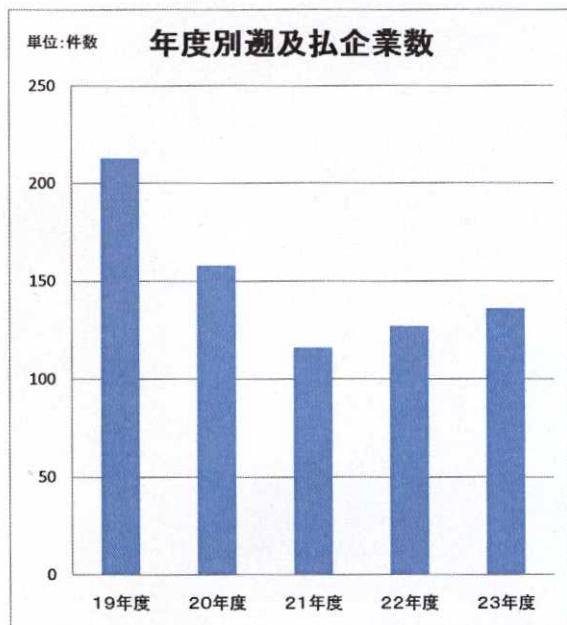
1企業での最高支払金額は、9億8207万円（金融業）

1企業での最高支払金額は9億8207万円（金融業），次いで1億7435万円（商業）であり，これらを含めて，支払金額が5000万円を超えた事案は6件であった。

なお，支払金額が5000万円を超えた6件のうちの4件は，労働時間の把握方法が自己申告制であり，不適正な運用に伴い，割増賃金の未払が生じた事案である。

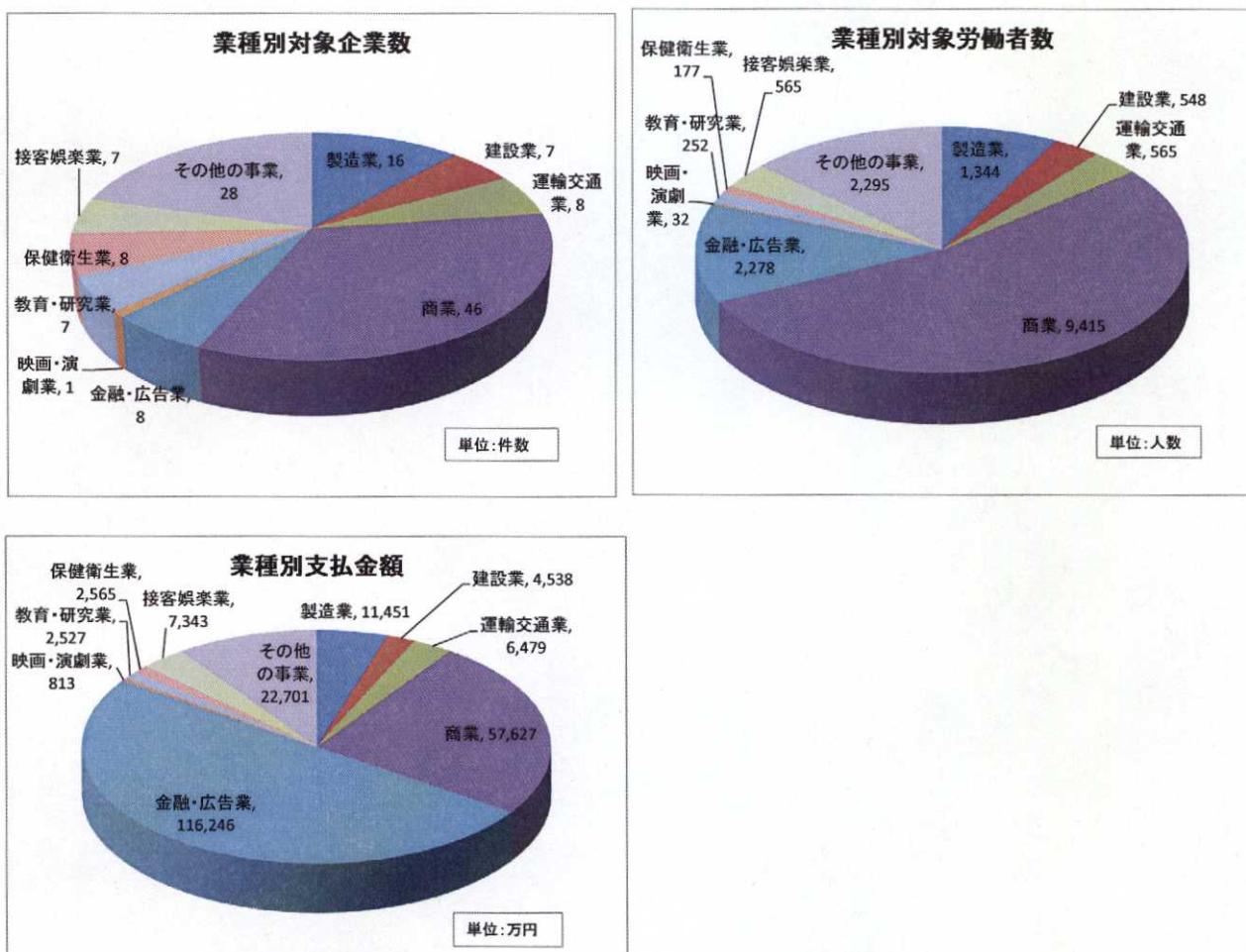
第1表 対象企業数、労働者数、支払金額

年度	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額(万円)	企業平均支払金額(万円)
19年度	213	38,229	348,292	9.1	1,635
20年度	158	63,902	396,620	6.2	2,510
21年度	116	19,679	301,863	15.3	2,602
22年度	127	9,524	220,290	23.1	1,735
23年度	136	17,471	232,290	13.3	1,708



第2表 業種別の対象企業数、労働者数、支払金額等

業種	企業数(件)	対象労働者数(人)	支払金額(万円)	1人平均支払金額(万円)	企業平均支払金額(万円)
製造業	16	1,344	11,451	8.5	715.7
建設業	7	548	4,538	8.3	648.3
運輸交通業	8	565	6,479	11.5	809.9
商業	46	9,415	57,627	6.1	1,252.8
金融・広告業	8	2,278	116,246	51.0	14,530.8
映画・演劇業	1	32	813	25.4	813.0
教育・研究業	7	252	2,527	10.0	361.0
保健衛生業	8	177	2,565	14.5	320.6
接客娯楽業	7	565	7,343	13.0	1,049.0
その他の事業	28	2,295	22,701	9.9	810.8
合計	136	17,471	232,290	13.3	1,708.0



第3表 1企業で支払金額が5000万円を超えた事案

	業種	事案の概要	遡及是正額	対象労働者数
1	金融業	マネージャー等を管理監督者として割増賃金の支給対象外としていたが、職務権限等を検討したところ、管理監督者には該当しないと判断されたことから、過去の割増賃金を清算したもの。	9億8207万円	約390人
2	商業	事務部門及び管理部門は自己申告制により、営業部門は1日1時間を「みなし残業」として労働時間を把握し、同時間により時間外労働時間の割増賃金を支払っていたが、入退館記録及びパソコンのログ記録と自己申告時間が乖離していたため、実労働時間を調査した結果、時間外労働の割増賃金に不足が生じていたもの。	1億7435万円	約3000人
3	その他の事業	自己申告制により労働時間を把握し、同時間により時間外労働の割増賃金を支払っていたが、事務所の鍵の管理簿等と自己申告時間が乖離していたため、実労働時間を調査した結果、時間外労働の割増賃金に不足が生じていたもの。 なお、遡及払いした労働者の中には、会社の36協定で延長できる時間として定めている1日4時間を上限として、終業時刻を一律に記載している者も認められた。	1億714万円	約180人
4	金融業	自己申告制により労働時間を把握し、同時間により時間外労働の割増賃金を支払っていたが、パソコンのログ記録及び鍵収受管理簿と自己申告時間が乖離していたため、実労働時間を調査した結果、時間外労働の割増賃金に不足が生じていたもの。	9, 198万円	約560人
5	商業	営業担当者について、労働時間を管理すべきとの認識が会社側ではなく、労働時間を探していなかったため、営業担当者を中心にパソコンのログ記録に基づくヒアリングを実施したところ、時間外労働の割増賃金に未払いが認められたもの。 なお、営業担当者の中には、月100時間を超えて時間外労働を行っている者も認められた。	7, 496万円	約810人
6	旅行業	自己申告制により時間外労働時間を把握していたが、パソコンのログ記録と自己申告時間が乖離していたため、実労働時間を調査した結果、時間外労働の割増賃金に不足が生じていたもの。	6, 597万円	約910人